

2018
07
July



CLIENT

H30.07.05 No.322



医療コンサル

- ・平成 29 年確定申告 統計結果報告
<個人歯科医院>

P1・2

医療トピックス

- ・「質の高い在宅医療へ
～平成 30 年度診療報酬改定～」

相続トピックス

- ・「遺言書の内容を確認する際の注意点」

P5・6

P3・4

Q&A ～皆様からのご質問にお答えします～

- ・ハローワークの求人募集について

P7



弊法人のクライアントのうち、個人の歯科医院を無差別に65カ所集計し平均値を算出しました。平成29年と平成24年のデータと比較しています。

ご自身の医院の決算書を見る上で一つの指標としてお使いいただければと思います。

■ 収入金額について

収入金額について比較しますと、売上総額が平成24年は39,496千円でしたが、平成29年では35,448千円となっており、約4,048千円程(11.4%)減少しました。保険収入・自費収入ともに減少していますので、医院当たりの患者数自体が減少している可能性が見受けられます。

厚生労働省が発表した「医療施設(動態)調査・病院報告の概況」からみると歯科診療所の数自体は平成24年の68,474件から、平成29年は68,864件となり、390件(0.5%)増加しました。しかし、医院の増加割合以上に1医院当たりの売上は減少していますので、歯科診療所の増加以外に収入減少の原因があると考えられます。

◇収入金額			(単位:千円)		
	平成24年		平成29年		差額
	金額	構成比	金額	構成比	金額差額
社保収入	16,122	40.82%	13,456	37.96%	△ 2,666
国保収入	14,456	36.60%	13,811	38.96%	△ 645
自費収入	8,918	22.58%	8,181	23.08%	△ 737
純売上高①	39,496	100%	35,448	100%	△ 4,048

※四捨五入で計算しているため、一部数字が前後します。ご了承ください。

収入のうち、社保収入も国保収入も減りましたが、社保収入が2,666千円も減るなどインパクトが大きくなっています。保険収入の割合でいうと、国保収入の構成比が増えました。高齢化の影響で、後期高齢者の割合が高くなっていると思われます。

自費収入は、22.58%から微増の23.08%となっています。厚生労働省が発表した平成29年度「医療経済実態調査」では、個人医院の自費収入割合は19.8%となっていますので、全国の平均より約3%高い数値となっています。

■ 原価について

◇原価金額			(単位:千円)		
	平成24年		平成29年		差額
	金額	構成比	金額	構成比	金額差額
期首棚卸高	485	1.23%	627	1.77%	142
外注技工料	3,826	9.69%	3,538	9.98%	△ 288
医薬仕入	2,653	6.72%	2,666	7.52%	13
期末棚卸高	474	1.20%	581	1.64%	107
売上原価計②	6,490	16.43%	6,250	17.63%	△ 240
売上総利益①-②	33,006	83.57%	29,198	82.37%	△ 3,808

※四捨五入で計算しているため、一部数字が前後します。ご了承ください。

原価金額は、売上と連動して減少するはずですが、240千円の減少にとどまり、原価率は逆に1.2%上昇しております。昨今の原価率の高まりは、金属代の増加や滅菌への意識の高まりからくるタービンの買い替えも影響しているかとは思いますが、技工所の選定や医薬仕入の見直し等、原価を抑える努力をしてみてはいかがでしょうか?

■ 販売費及び一般管理費

◇販売費及び一般管理費

(単位:千円)

			平成24年		平成29年		差額
			金額	構成比	金額	構成比	
経営損益	人件費	給与手当	6,981	17.67%	6,056	17.09%	△ 924
		賞与	639	1.62%	565	1.59%	△ 74
		その他人件費	52	0.13%	21	0.06%	△ 30
		法定福利費	109	0.28%	130	0.37%	21
		福利厚生費	277	0.70%	236	0.67%	△ 41
		人件費計	8,057	20.40%	7,009	19.77%	△ 1,049
	常業費用	研究費	153	0.39%	127	0.36%	△ 26
		旅費交通費	538	1.36%	397	1.12%	△ 141
		通信費	359	0.91%	386	1.09%	27
		交際費	615	1.56%	614	1.73%	△ 1
		減価償却費	2,212	5.60%	2,011	5.67%	△ 201
		賃借料	2,797	7.08%	2,627	7.41%	△ 170
	一般管理費	保険料	47	0.12%	59	0.17%	13
		修繕費	70	0.18%	181	0.51%	110
		水道光熱費	502	1.27%	502	1.42%	1
		(一部中略)					
		車両費	374	0.95%	372	1.05%	△ 1
		消耗品費	260	0.66%	186	0.52%	△ 75
	計	租税公課	125	0.32%	202	0.57%	76
		衛生管理費	250	0.63%	223	0.63%	△ 26
		事務用品費	370	0.94%	268	0.76%	△ 101
		広告宣伝費	256	0.65%	116	0.33%	△ 140
		支払手数料	855	2.16%	759	2.14%	△ 96
		諸会費	229	0.58%	238	0.67%	9
		新聞図書費	114	0.29%	74	0.21%	△ 40
		リース料	369	0.94%	270	0.76%	△ 99
		雑費	85	0.21%	97	0.27%	12
		その他販売管理費	958	2.42%	1,181	3.33%	223
		販売費一般管理費計	19,595	49.61%	17,900	50.50%	△ 1,695
		営業損益	13,410	33.95%	11,295	31.86%	△ 2,115
	営業外収益計		332	0.84%	440	1.24%	108
	営業外費用計		299	0.76%	214	0.60%	△ 85
	経常損益		13,444	34.04%	11,521	32.50%	△ 1,923
	貸倒引当金繰戻額等		216	0.55%	208	0.59%	△ 8
	貸倒引当金繰入額等		2,390	6.05%	2,406	6.79%	17
	所得金額		11,270	28.53%	9,323	26.30%	△ 1,947

※四捨五入で計算しているため一部数字が前後します。ご了承ください。また、集計データは一部を抜粋しています。

販売費および一般管理費からは、人件費が5年前とほぼ同水準に抑えられていることが分かります。平成24年は20.4%、平成29年は19.77%と、微減しています。これは、非常勤の衛生士の採用が多く、また、活用している医院が多いことが影響しているのでしょうか。逆に衛生士不足から、ユニットを複数台動かすことが出来ず、医院の稼働が落ちている可能性もあります。歯科医師が一人見れる患者数には限界がありますので、いかに医院の総合力を高めていけるかが医院経営では重要になります。その他の経費については、それほど変化はないようです。

今後の戦略とも関連づけて数字をみたときに、課題も読み取れると思います。平成30年は診療報酬改定もあり歯科診療所に求められる前提も変化してきました。環境に応じた変化を医院が行うためにも、また、よい人材を獲得するためにも、統計結果を参考にしていただければと思います。

記事に関するご質問やお問い合わせは、下記までご連絡ください。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問合わせ先は **03-3224-2873**

「遺言書の内容を確認する際の注意点」

「遺言書は作っておいた方がいい」とよく聞きますが、いざ相続が身の回りで起こって遺言書が見つかった場合、どのような手続きを行い、どんなことに注意すればよいのでしょうか？

今回は遺言書の内容を確認する際の注意点をご紹介します。

■ 遺言書の内容を確認する際の注意点

公正証書遺言の作成件数は、平成29年は110,191件（平成20年は76,436件）でした。高齢化の進行とともに、遺言書の必要性を皆さんを感じているという事を反映した数字なのでしょう。実際に相続が起きた時に、慌てないためにも、遺言書の内容を確認する際の注意点を順にお伝えします。

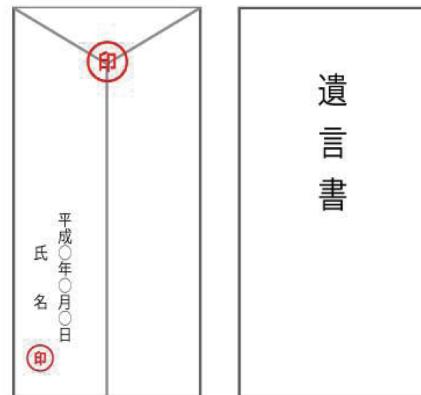
■ 遺言書の存在を知る方法は？

公正証書遺言は日本公証人連合会によりコンピュータ管理されています。

公正証書遺言の有無がわからない場合や正本も謄本も見つからない場合には、相続人等が以下の書類を揃えて公証役場に照会をすればすぐに調べられます。

《必要な書類》

- ・除籍謄本
- ・被相続人と相続人との関係がわかる戸籍謄本
- ・免許書などの本人確認資料

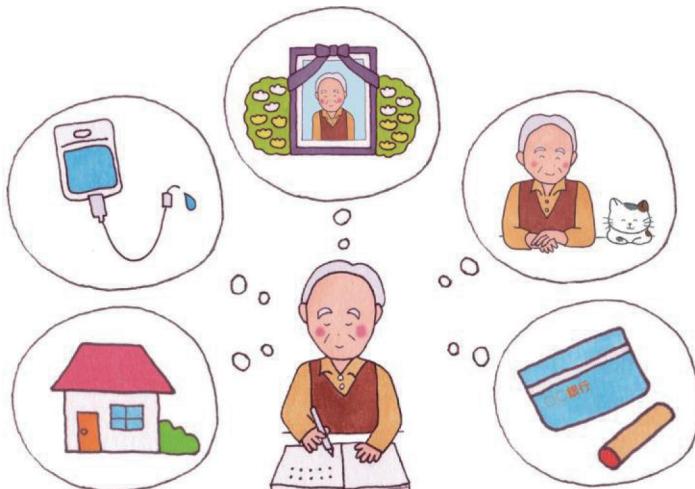


◆ 公正証書遺言があると分かった場合には？

見つかった公正証書遺言の内容を確認するために、遺言書が作成された公証役場に連絡を取り出向かなくてはなりません。公証役場や遺言書が作成された時期にもよりますが数日かかることがあります。公正証書遺言は家庭裁判所での検認の手続きを経る必要がないので、内容が確認できたら速やかに遺言を実現することができます。

◆ 内容に納得できない場合は？

法定相続人（兄弟姉妹は除きます）には遺留分（いりゅうぶん）という最低限もらうことのできる財産が保証されています。つまり遺言書に書かれている遺産の割合が遺留分に満たない場合には、他の相続人に対し遺留分を請求することが出来ます。この手続きを「遺留分減殺請求権」と言います。ここで注意していただきたいのはこの遺留分減殺請求権には時効があることです。



◆ 遺留分減殺請求権の時効とは？

遺留分減殺請求権は、次の2つの事実(右図参照)を知った時から1年間行使しないと、時効によって消滅することになります。

また、被相続人の死亡から10年を経過しても、時効を迎えるとされているので、被相続人が死亡してから10年を経過してしまうと、たとえ死亡を知ってから1年以内であっても、時効が成立してしまいます。

遺留分が侵害されていることをいつ知ったかについては、立証が難しく、また音信が途絶えていて被相続人の死亡を10年間知らなかつた、といった場合などはまれです。従つて、通常は被相続人の死亡を知つてから1年で時効を迎えると考えます。遺留分については、ご本人が請求しなければそのまま受遺者や受贈者に財産が譲渡されてしまうことになります。

《遺留分減殺請求権の時効の2つの基準》

1. 相続の開始を知った時
2. 減殺すべき贈与又は遺贈があつたことを知つた時

◆ 遺留分減殺請求とは？

遺留分減殺請求には特別な手続きは決められていませんが、意思表示をするには遺留分を侵害しているであろう相手全員に内容証明郵便で、通知を送付するという方法が一般的です。内容証明郵便による意思表示を行つた後は、相手方と協議交渉をすることで遺留分を返してくれる場合もありますが、簡単に返事をしてくれないケースも想定できます。仮に、遺留分減殺請求に応じてもらえない場合は、家庭裁判所で話し合う「調停」、それでも応じてもらえない場合には、裁判を起こす「訴訟」という方法もあります。

いずれにせよ、遺留分については、本人が請求しなければそのまま受遺者や受贈者に財産が分割されてしましますし、また、遺留分減殺請求には期限がありますので、細心の注意が必要となるでしょう。

1年というのは想像以上にあつという間に過ぎてしましますので、遺留分が侵害されていることが分かれれば、相続問題に詳しい専門家に相談して、なるべく早く手続きを進めるのが良いでしょう。

相続は、相続問題に詳しい専門家に相談することが、手続きをスムースに進める上でも大変有効となります。ぜひ私どもにお声かけください。

相続のバイブル

「相続のバイブル」は、円満で幸せな相続を願う皆さまの相続や遺言に関する「わかりにくい」を解決し、相続や遺言に対して興味関心、理解を深めるための一助となることを願い開設いたしました。

詳細は、Web サイトをご確認ください！

[相続のバイブル](https://souzokubible.com/) **GO**

<https://souzokubible.com/>

遺言書および相続については、担当までお問合せください。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

「質の高い在宅医療へ～平成30年度診療報酬改定～」

厚生労働省は、医療・介護の基盤整備・再編のために、高齢者が医療や介護が必要になつても、住み慣れた地域での暮らしができるよう、在宅医療を推進しています。

在宅または介護施設等における療養を歯科医療面から支援する「訪問歯科衛生指導料」についての見直しと、今回は歯科訪問診療料の見直しの概要（平成30年3月5日時点）についてお伝えします。

■ 訪問歯科衛生指導料の見直し（概要）

訪問歯科衛生指導とは、歯科訪問診療を行った歯科医師の指示に基づき、歯科衛生士、保健師、看護師又は准看護師が訪問して療養上必要な指導として、口腔内での清掃や有床義歯の清掃を行うものです。

現行の指導料は、「複雑なもの」は360点、「簡単なもの」は120点と規定されていますが、改正後は、そうした評価を廃止し、「1人の患者に1対1で20分以上の指導を行った場合の評価」とされ、単一建物診療患者※の人数に応じた区分を新設することになりました（下記参照）。

◇訪問歯科衛生指導料の見直し (月4回まで、1日につき)

	人数	時間	指導料
現行	1対1	20分以上	複雑なもの 360点
	1対1	20分未満	簡単なもの 120点
	1対複数（10人以下）	40分超	簡単なもの 120点



（原則、月4回まで）

	人数	時間	指導料
改定後	① 単一建物診療患者が1人の場合	20分以上	360点
	② 単一建物診療患者が2～9人の場合	同上	328点
	①、②以外のものの場合	同上	300点

患者の口腔内の清掃、有床義歯の清掃指導又は口腔機能の回復若しくは維持に関する実地指導を行い指導時間が20分以上であった場合は、患者1人につき、月4回に限り、算定するとしています。「口腔機能の回復若しくは維持」とする項目が追加されました。

◇介護報酬改定における対応

また、連動して介護報酬改定も行われています。ご注意ください。

◇介護報酬改定における対応

居宅療養管理指導料（歯科衛生士等が行う場合）の見直し

現行	同一建物居住者以外	352単位
	同一建物居住者	302単位



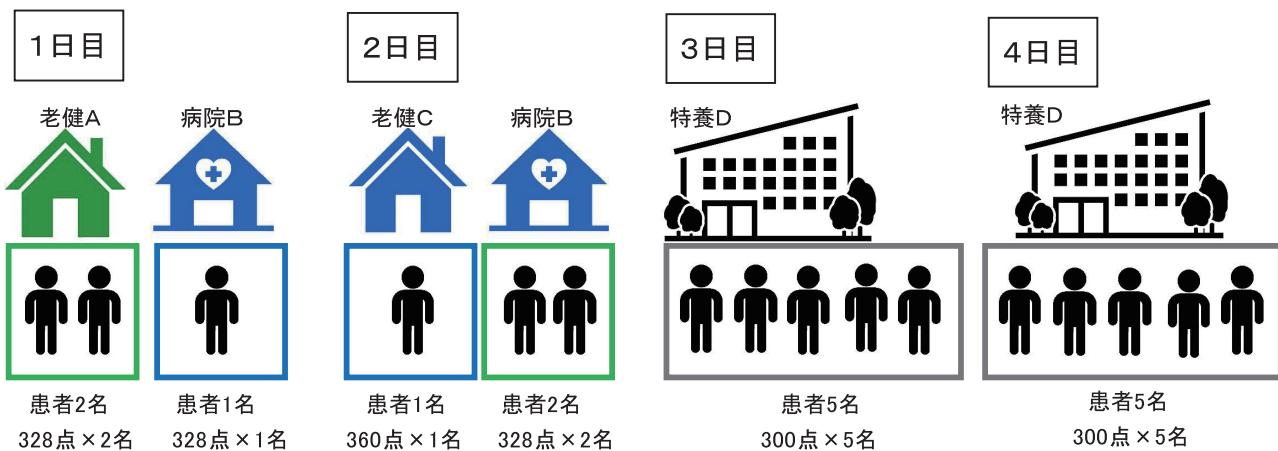
改定後	单一建物居住者が1人	355単位
	单一建物居住者が2～9人	323単位
	单一建物居住者が10人	295単位



■ 単一建物診療患者※とは

ここでいう单一建物診療患者の人数とは、当該保険医療機関の定める歯科訪問診療の計画に基づいて訪問歯科衛生指導を行い、同一月に訪問歯科衛生指導料を算定する者の人数をいいます。下記の事例をご覧ください。

事例 ひと月に4日間、4ヵ所に訪問歯科衛生指導を行った場合の例



单一建物診療患者の考え方

【建物ごとの単一建物診療患者数】

老健 A 単一建物診療患者 2名
病院 B 単一建物診療患者 3名
老健 C 単一建物診療患者 1名
特養 D 単一建物診療患者 10名

老健とは、介護老人保健施設のことです。主に医療ケアやリハビリを必要とする要介護状態の高齢者(65歳以上)を受け入れています。厚生労働省が管轄するサービスです。

◇対象期間が柔軟に

これまで、訪問歯科衛生指導は、同一初診期間中に歯科訪問診療料を算定した患者又はその家族等に対して、「歯科訪問診療料を算定した日から起算して1ヵ月以内」が対象でした。しかし今回の見直しにより、「歯科訪問診療を行う歯科医師により、状態が安定していると判断される場合は2ヵ月以内でも差し支えない」との表現となりました。対象期間がやや柔軟になりました。

(その他、ユニット数が3以下の介護事業所などについても要件等がありますが、ここでは割愛いたします)

近年、口腔領域と全身疾患との関連が認知されるようになってきています。歯科が口腔内領域にとどまらず、認知症、糖尿病、脳血管障害、皮膚疾患など、多くの疾患との因果関係が注目されており、寝たきり患者の歯科治療による全身機能の改善、なども論文等で発表されるようになってきています。

後期高齢者の増加が推測され、今後は摂食嚥下障害への対応など口腔機能の維持・回復が多く求められるようになるでしょう。訪問歯科衛生指導は、こうした治療にあたる部分も多いことから、患者さんの健康維持に欠かせないものと思われます。

記事に関するご質問やお問い合わせは、下記までご連絡ください。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は **03-3224-2873**

① Question

採用コストを抑えて求人募集をしたいと考えており、ハローワークの活用を検討しています。ハローワークで求人募集を出すにはどうすればいいのでしょうか？

② Answer

A. まず、管轄のハローワークへご訪問いただく必要があります。

初回は、事務所登録を行います。

- ① 「事務所登録シート」は、事務所名・所在地・最寄り駅・事業内容等を記載します。
最寄駅からの簡単な地図が必要になりますので、予めご用意しておきましょう。



次に「求人申込書」に記入します。

- ② 求人内容は、求人の条件である仕事内容・雇用形態・雇用期間・給与等について、分かりやすく記入してください。採用のミスマッチを防ぐために、資格や経験等の条件は明確に提示しましょう。
※「事業所登録シート」「求人申込書」に記載した内容が「求人票」に反映されます。



ハローワークに求人申込書が受理されると、「求人票」と「事務所確認票（初回のみ）」が渡されます。原則、求人の有効期限は受理した翌々月の末日までとなります。

※掲載期間までに採用が決まらない場合、掲載期限が近づくとハローワークより連絡が来ますので、延長の旨をお伝えください。また、そこから翌々月の末日まで期限が延長されます。

注意点

- ・希望すれば、ハローワークインターネットサービス（ハローワークの運営するWebサイト）でも、公開することができます。
- ・求人の出し方により、求人応募者以外の方からの問合せがある場合があります。ハローワーク求人登録者へ限定公開等の制限をつけることも可能です。医院にあった求人募集を選んでください

日本クレアス税理士法人 医療事業部

▼東京本社▼

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-12 NBF 赤坂山王スクエア 2F
電話：03-3224-2870 FAX：03-3224-2877

CLIENT 322 号

- 発行日：2018年7月5日
- 発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部
- URL：<https://ca-medical.jp>
- お問合せ先：電話 03-3224-2873 FAX 03-3224-2874

◇国内◇ 東京 / 大阪 / 横浜 / 千葉

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A